

大代東区集会所管理規則

(目的)

第1条 集会所、並びに、老人憩いの家（以下「施設」という）は、地域住民の対話の場となり、住民の融和と強調を図り、より豊かな社会福祉の増進に寄与する事を目的とする。

(管 理)

第2条 施設管理並びに、円滑なる活用を図るために町内会（町内会会則第10条）総務部において、管理を行う。

2. 管理運営及び、管理規則改正等の検討。

（1）規則及び、管理運営の重要事項の改正は、役員会に図り、決定する。

（2）管理者は、町内会会長が委嘱する。

3. 庶務及び、出納事務。

（1）庶務、出納事務及び、使用に関する受付は、管理者が行う。

4. 管理費は、助成金、使用料、及びその他の収入を以て充てる。

5. 備品の管理は、物品管理規程により管理を行う。

(使用許可)

第3条 施設を使用しようとする者は、管理者に申し込み許可を受けなければならない。

2. 申し込みは、原則として2日以前に行うこと。

3. 地域外住民の、使用申し込みは、原則として7日以前に行うこと。

(使用対象の区分)

第4条 使用対象の区分は、次のとおりとする。

（1） 地域内住民 大代東区住民とする。

（2） 地域外住民 大代南区、中区、西区、北区、及びその他の住民とする。

(使用制限)

第5条 次に該当すると考えられる時は、許可してはならない。

（1） 公の秩序又は、善良な風俗に反するおそれがあると認められる時。

（2） 施設又は、設備をき損するおそれがあると認められる時。

(3) その他、施設の使用目的に反すると認められる時。

(使用者の心得)

第6条 使用者は、次の事項を厳守し、施設の清潔な保全に努めなければならない。

- (1) 使用に当たっては、施設並びに汁器、備品は大切に扱うこと。
- (2) 火気（ガス、ストーブ、たばこ）の取り扱いは最大限注意を払うこと。
2. 使用後は必ず整理、整とん、清掃を行うこと。
3. 使用責任者は、使用後点検を必ずおこなうこと。点検後は備え付けの「集会所使用日誌」に記入し、結果を明記すること。
4. 使用中異常認めた場合は、すみやかに関係機関（消防署、駐在所、会長、総務部長など）に報告のこと。
5. その他、使用上の注意事項を厳守すること。

(使用時間)

第7条 使用時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 使用開始時間 午前8時
- (2) 使用終了時間 午後9時

(鍵の保管と受授)

第8条 鍵の保管と受授は、次の通りとする。

- (1) 通常使用する鍵は、管理者が保管する。又、予備鍵は町内会会長が保管する。
- (2) 鍵の受授は、原則として使用前に受領し、使用后すみやかに返納する。但し、使用終了が夜遅くなる場合は、予め保管者に連絡の上翌日返納する事ができる。

(施設活用の範囲)

第9条 施設活用の範囲は次の通りとする。但し、総務部長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 地域内住民の各種会合等。
- (2) 地域ない住民の冠婚葬祭及び、その他の個人使用。
- (3) 子ども会育成会の行事。
- (4) 教育、情操、向上のための各週講習会等。
- (5) 地域外住民の各種会合等。

- (6) 業者等が行う展示会、即売会等。
- (7) その他

(使用料)

第10条 施設使用料は次の通りとする。

- (1) 地域内住民の使用は、原則として無料とする。但し、第9条第1項第2号に該当する場合は、有料とする。
- (2) 第9条第1項第4号に該当する、各種教室等で、受講料を徴する教室等は、有料とする。
- (3) 第9条第1項第5号並びに第6号を有料とする。
- (4) その他、総務部会が必要と認めた場合は有料とする。

(料 金)

第11条 施設使用の料金は、次の通りとする。

- (1) 第9条第1項第2号は、24時間 1,500円。
 - (2) 第9条第1項第5号に該当する場合は、
午前8時から午後9時まで、1時間 1,000円
 - (3) 第9条第1項第6号に該当する場合は、1時間 1,000円
2. その他、各種教室等で使用する場合は、時間、受講する人員など考慮し総務部で決定する。

(料金の減額及び免除)

第12条 第11条各号に定める使用料は、特別の事情があると総務部会が認めた時は、減額又は、免除することができる。

(会計年度及び予算決算)

第13条 この会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

2. 予算決算は、総会の承認とし、会計監事は町内会の監事とする。

付 則

- 1. この規則は、平成6年4月1日より施行する。
- 2. この規則の一部改正（第2条第3項、第3条第1項及び第8条第1項第1号中「総務部長」を「管理者」に改め。第2条第3項第2号に「管理者は町内会会長が委嘱する」を加える）は、平成15年4月6日から施行する。

3. この規則の一部改正（第2条につきの1項を加え第5項とする。備品の管理は、物品管理規程により管理を行う。）は、平成21年4月5日から施行する。